

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
23	牛の全頭検査は、BSEや変異型CJ病を引き起こす異常プリオントンパクという、未知な部分の多い病原体による感染発症メカニズムを人間の犠牲を最小限に抑えながら究明していく有効な手段です。	
24	(感染後)6~23ヶ月の間は今のところの検査法では検出できないとされています。検査方法の検出限界以下であっても病原体は確実に体内に存在しています。現在検出できないとされている期間は検出できないとあきらめて良いのでしょうか。全頭検査の継続で食の安全のための施策に寄与する新たな知見を得る可能性が高いと思います。	
25	検査対象牛の緩和を行うことにより、若い牛での検査を行うことができず、検査精度を改良する技術開発にも支障があると考えられます。	
26	全頭検査を行った結果、17頭のBSEを発見し、21ヶ月齢の若い牛からも、BSEを発見できました。全頭検査は、今後予想される20ヶ月齢以下の(BSE)牛の発見やBSEの根絶、食物連鎖からBSEを排除する上で最も有効な方法です。	
27	若齢牛での検出の低さは現在の検査技術の未熟さ限界を示しているに過ぎず、若齢牛がBSEに感染していないという科学的合理的な根拠は無い。生後直後の牛でもBSE感染を検出できるまでBSE検査技術を進歩させるためにも全頭検査を続けるべきだ。	
28	現行の検査よりも感度のいい検査方法の開発が進んでいる。現行のエライザ法より感度が100倍も高く、大量検査に対応した試作機が出来たチームまで存在し、近日中の実用化が見込まれる。また、現行のテスト方法に簡便な一手間を加えるだけで、感度が1000倍にまで高められるという、リンタングスチレン酸法の報告もなされている。感度が上がることでより若齢牛の感染および、感染初期牛の感染を確認することが可能となる。若齢牛の検査を廃止することで、それらの技術進歩を確認することが出来なくなり、食の安全を守るための技術革新が妨げられる。	
29	現行のSRM以外からも異常プリオン蛋白質が検出されつつある現在において、食の安全を守るには、感染牛のすべての組織を食物連鎖から排除するというWHOの勧告に従うことが筋である。それにはSRM除去よりも、検出感度を改善しての、科学的検査によるスクリーニングが何よりも必要・合理的な方法となる。検査の発展を妨げるような体制を作るべきではない。	
30	現在指定されているSRM以外の部位からも異常プリオンが検出されたという報告が次々と出ていている。検出感度が上がれば、感染牛のすべての臓器から異常プリオン蛋白質が検出されるというのが科学者のコンセンサスである、という意見がプリオントンパク専門調査会委員から出されており、また、EUの報告でも、20ヶ月齢発症牛の場合、現行の検査方法で13ヶ月齢から検出する可能性がある、としている。	
31	BSE及びプリオントンパク病に関しては、科学的に不明確な点が多く、利用できるデータも少ない現状です。「評価(案)」では、「基礎研究のみならずリスク評価に必要なデータを作成するための研究が推進されるべき」と記述されています。この指摘に基づいて、科学的な判断を行うために必要な、現時点でのデータの収集・蓄積やより高感度なBSE検査方法の開発等を一層推進するため、リスク評価機関とリスク管理機関の双方で、目標を定めて積極的に取り組まれることを要望します。	
32	全頭検査緩和には絶対反対です。/答申案は、牛肉の安全・安心を願う多くの国民の声に背を向けたもので、到底受け入れることはできません。/全頭検査に替わる安全対策はない。 安全が確保できるよう全頭検査を求めます。/安全な牛肉が食べられるよう全頭検査の維持を強く要請致します。	と畜場における全頭検査については、昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「①BSE感染牛を食物連鎖から排除すること、②我が国におけるBSE汚染の程度を把握とともにBSE対策の有効性について検証することの2点について意義を持つものと考えられる」とされ、今回の報告案の中でも「これまでの検査により12頭のBSE陽性牛を食用から排除することができた」とされている
33	「生後20ヶ月以下の牛を全頭検査からはずす」ことに反対し、全頭検査を継続することを求めます。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
34	国民の食生活の安全、食肉業者の風評批判＝国民の不安から、農業を守るためにも全頭検査は必要不可欠です。	
35	国民の牛肉への信頼を確保するためには、全頭検査の実施や、特定危険部位の完全除去と焼却、肉骨粉の飼料からの隔離など、現行検査体制の維持・強化が必要と考えます。	一方、同時に「現在の検査に検出限界があることは広く認識されている」ともされています。食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からと畜場におけるBSE対策の対象牛を変更した場合等の食品健康影響評価(リスク評価)を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案において、と畜場におけるBSE検査の月齢の線引きによる人への感染リスクの変化について、飼料規制、BSE検査、SRM除去、と畜解体法の改善などのリスク低減措置の実効性を総合的に評価することで推定しています。その結果、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。
36	全頭検査をしていることにより、危険部位は除去されていると信じています。	
37	牛肉に対する国民の安心感は国内での全頭検査によるものです。	
38	予防原則の立場から全頭検査の維持をお願いします。	
39	全頭検査を行ったからこそ、安全だという説明に納得してきました。例外無しで全頭検査を徹底してほしい。	
40	消費者は、安全な食べ物を食べたいのです。日本が行っている全頭検査は世界に誇れるものといえます。	
41	20ヶ月以下の牛が絶対安心であるという検証を今後誰がするのか。	
42	30ヶ月以上であろうと20ヶ月未満であろうと検査は必要だと思います。人の口に入るすべての物は栄養の前に安全であることを認識しておきたい。	
43	国民の安全、安心を考えるならば国が責任を持って全頭検査を実施し、食肉連鎖から排除するのが当然のことです。	
44	全頭検査によって国産牛肉に対する消費者からの信頼回復が図られている今日、国民理解を得られないまま、検査の緩和を急ぐ必要は全くない。	
45	全頭検査されている安心感から牛肉も購入できる様になりました。しかし、検査が緩和されれば、牛肉は購入しないと思います。	
46	現在日本では牛肉の全頭検査が行われているので安心して私たちも(牛肉を)食べれる状況になっています。	
47	答申案では、「月齢見直しは特定危険部位除去の監視体制の構築、ピッキング廃止など一連の対策の実効性が、確認された後に行うのが、合理的な判断である」との意見が盛り込まれていることを最重視、拙速な全頭検査の緩和については認めないよう答申案を修正すること。	
48	全頭検査は、僅かでも認められる危険性を除去するために有用であり、かかる効果から国民が安心して国産牛を食することができていることを考慮しなければならず、と畜場におけるBSE監査対象牛を21ヶ月齢以上の牛に変更すべきではない。	
49	岩手県は畜産酪農県である。3年半前、日本で初めてBSE牛が発見された時の消費者のショックと生産現場の混乱は大変なものだった。正月に照準を合わせ、一番おいしい状態で肥育牛を出荷しようとしていた生産農家は、消費者の突然の牛肉拒否に出荷が止まり、巨大な牛の餌代だけが日々嵩んでいった。「もう首をくるしかない」と生産者の悲痛な叫びを、決して忘れる事はない。そんな状況を救ったのが、全頭検査である。輸入に押されて経営が大変でも、生産農家が頑張っていられるのは、全頭検査によって生産者と消費者の信頼が微妙なバランスで築かれているからである。このように「全頭検査は十分に効果を上げている」と思う。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
50	北海道内の乳用種肥育牛生産頭数は年間約102千頭あり、そのうち約50千頭が20ヶ月齢以下と見られており、仮に、3年後に20ヶ月齢以下の牛を検査対象から外すと、これらの牛はスーパー等から峻別されることが想定される。この場合、21ヶ月齢まで飼い伸ばすことが考えられるが、コスト高となることから乳用雄肥育牛よりランクの高いF1肥育へのシフトが進み、F1授精比率が高まることになり乳用種後継牛が不足する等、生態系への影響が懸念され肉牛農家・酪農家それぞれにおいて大きな問題となることからも、全頭検査は必要である。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の人の食品健康影響(リスク)について評価を行い、報告案を取りまとめたところです。当委員会は、中立公正な立場から科学的知見に基づきリスク評価を行うことをその役割としており、ご指摘の観点からの検討についてはリスク管理官庁において行われるものであり、当委員会の役割の範囲外です。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
51	(全頭検査等、現行のBSE対策を継続することにより)いずれ全頭検査をしなくともいい時代が数年後に必ずやってくると確信する。したがって、全頭検査によって国産牛肉に対する消費者からの信頼回復が図られている今日、国民の理解が得られないまま、検査の緩和を急ぐ必要性は全くない。	食品安全委員会プリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。なお、リスク評価の基本となる科学的知見に関して、今後、新しいデータ、技術革新等が得られた場合に評価の見直しを行う必要があるともされています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
52	特定危険部位除去をピッキングを行いながら完全に出来るかどうかはまだ疑問であるから、その方法が確立してから見直しを施行すべき。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものです。ピッキングについては、現状において7割のと畜場で実施されていますが、「一般にピッキングによる食肉へのSRMの汚染率は無視できないが、汚染量は少ないと考えられる」とされ、20ヶ月齢以下の牛の「BSEプリオン蓄積度に関するリスクは「非常に低い」～「低い」と考えられるので、この牛群に対するピッキングのリスクは「非常に低い」～「低い」と考えられる」とされています。また、今後の課題として「食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッキングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」と指摘しています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
53	19ヶ月と20ヶ月と21ヶ月に良悪の線引きがどうして明確に出来るのか。/科学的に月齢を判断する方法の確立を行って欲しい。	食の安全に「絶対」はなく、どんな食品であってもリスクは存在することを前提として、それを制御することによって消費者の健康を保護する手法(リスク管理手法)が有効であると考えます。食品安全委員会ブリオン専門調査会では、厚生労働省及び農林水産省から、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められ、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、中立公正な立場から科学的な議論を行い、今般、報告案を取りまとめたところです。この報告案の中で、「BSE検査対象牛を全年齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合について、生体牛におけるBSEブリオンの蓄積度と食肉の汚染度を定性的に比較した結果、食肉の汚染度は全頭検査した場合と21ヶ月齢以上検査した場合、いずれにおいても「無視できる」～「非常に低い」と推定された。定量的評価により試算でも同様の推定が得られた。これらの結果から、検査月齢の線引きがもたらす人に対する食品健康影響(リスク)は非常に低いレベルの増加にとどまるものと判断される」とされています。今後、食品安全委員会が取りまとめた食品健康影響評価の結果を踏まえ、厚生労働省及び農林水産省において管理措置について検討、最終判断が行われます。
54	全頭検査は、関連企業に対して、偽装・隠蔽についての心理的歯止め効果を期待できる。1頭でも感染牛が見つかれば死活問題となる中で、検査を緩め、抜け道を作ることは、偽装・隠蔽が横行し国民の信頼を失っている畜産品に対して、更に国民の信用を落とし、消費を低下させ、畜産業界に大きな影響を与える可能性がある。心理学的側面からもBSE問題を検討、対策すべきである。	ご指摘の点については、リスク管理に関わることであり、今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、適切なリスク管理措置が講じられるように、リスク管理機関へお伝えします。
55	仮答申の根拠を日本において21ヶ月齢と23ヶ月例の若年牛で予備的なBSE症例が発見されたことに置いています。しかし、これらの2症例は国際的な科学者間でいまだにBSEと確定されていないことを指摘することが重要である。BSEに関する科学的な知見を広げるためにも、これらの症例について国際的な科学的再調査の実施が望まれる。これら2例の予備的な診断を確定するために行われているマウス実験の結果について国際的な情報を共有するよう促したい。/ 1年を過ぎて未だ情報が公開されない、日本で発見された21ヶ月齢及び23ヶ月齢のBSE牛に対して行なわれているはずのマウス実験の結果について早急に公開すべきであると考えます。/ 21ヶ月齢、23ヶ月齢が確認された意味は非常に大きいので、この2頭については、もっと詳細な情報を求めるべきである。これらの症例は日本で確認されたものであり、実際の分析者にその測定方法と結果について説明を求め、海外から批判的な意見にも十分対応すべきと考えます。/ 月齢線引きを20ヶ月齢とした根拠は21ヶ月齢及び23ヶ月齢のホルスタイン去勢牛から微量の異常ブリオンたん白質がウェスタンプロット法で陽性になつたという事実に基づいていると思われますが、免疫組織化学検査と病理組織検査では陰性となっており、その非定型の異常ブリオンたん白質に感染性があるかについては未だ結論がでておりません。 したがって、この2頭については最終結論ができるまで「判定保留」とし、同2例の感染性の有無について、マウス実験の経過報告を行うとともに結論を急ぐべきものと考えます。	ブリオン病の診断は、異常ブリオンたん白の検出に依存しています。2例の若齢牛の脳は迅速検査で陽性となり、確認検査としてのウェスタン・プロット法で異常ブリオンたん白が検出されたことから、BSEと結論されています。予備的診断ではありません。なお、これら2例のウェスタン・プロットのバンドを異常ブリオンたん白と判定したことに対しては、国際的にもブリオン研究者から異論は出ていません。マウスへの接種はブリオンの性状を解明するための增幅実験で、研究を目的としたものであり、成績が出れば当然国際学術雑誌などに発表されます。